

番号	104
特定事業の名称	公共交通利用促進事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	道路交通法第4条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑等を図るため必要があると認めるときは、信号機、道路標識又は道路標示を設置・管理して交通の規制をすることができる。
特例措置の内容	地方公共団体が公共交通機関等の利用促進を図るため必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体や所轄警察署のほか、地域住民、バス・タクシー事業者等からなる地域参加型の協議会が策定した公共交通機関等の利用促進のための計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を发出する。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	302
特定事業の名称	営利を目的としない法人による前払式証券発行特例事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	前払式証券の規制等に関する法律施行規則第11条の3
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	前払式証券法において、第三者発行型前払式証券（発行体以外の第三者に対しても使用できる前払式証券）は、その発行に当たり発行体である法人が事前登録をすることが必要であり、その要件の1つとして資本要件（資本又は出資の額が1億円（使用できる範囲が一市町村に限定されているときは、1,000万円）以上、かつ、資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本又は出資の額の100分の90以上）が課されている。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、以下に掲げる要件を満たす構造改革特別区域計画について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた場合には、当該構造改革特別区域計画に特定事業の実施主体として定められた者に対して前払式証券法の事前登録要件のうち資本要件を課さないこととする。</p> <p>(1) 営利を目的としない法人が「地域通貨」を発行することにより、構造改革特別区域の地域経済の活性化及び住民相互の交流の促進が相当程度図られると見込まれること。</p> <p>(2) 地方公共団体が、以下の事項について、購入者保護の観点から適正であると認めて、構造改革特別区域計画に具体的に記載していること。</p> <p>発行体である営利を目的としない法人の財務内容の健全性が確保されていること及び将来においても確保される見込みであること並びにそれらの理由</p> <p>「地域通貨」についての未使用残高に相当する資金について安全かつ確実な管理方法及び当該管理方法が安全かつ確実なものであると考えられる理由</p> <p>発行体の事業の実施状況及び財務内容を把握するための地方公共団体の体制整備に関する事項</p> <p>「地域通貨」の所有者からの相談、苦情の解決及び「地域通貨」が発行体側の事由により使用できなくなった場合における対応を行うための地方公共団体の体制整備に関する事項</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	本特例措置に伴い、「地域通貨」の発行業務を行うためには、地方公共団体が構造改革特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けた後、同計画に定められた実施主体が財務（支）局に対し登録の申請を行い、登録されることが必要となる。

番号	928
特定事業の名称	サテライト型居住施設設置事業
措置区分	省令、通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<p>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)</p> <p>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)</p> <p>社会福祉法人の認可について(平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号)</p>
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>・小規模生活単位型特別養護老人ホームの入所定員は、原則として20人以上でなければならない。</p> <p>・小規模生活単位型特別養護老人ホームには、医務室及び調理室を設けなければならない。</p> <p>・小規模生活単位型特別養護老人ホームの廊下の幅は、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上(中廊下にあっては、1.8メートル以上)として差し支えない。</p> <p>・小規模生活単位型特別養護老人ホームには、施設長、生活相談員、栄養士、調理員、事務員その他の職員を置かなければならない。</p> <p>・小規模生活単位型特別養護老人ホームの施設長及び生活相談員は、専ら当該小規模生活単位型特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。</p> <p>・小規模生活単位型特別養護老人ホームの看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>・社会福祉法人は、特別養護老人ホームを经营する事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていなければならない。ただし、施設用地については、次に掲げる要件を満たすときは、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えない。</p> <p>当該特別養護老人ホームを经营する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。</p> <p>賃借料の水準は、法人の经营の安定性の確保や社会福祉事業の特性にかんがみ、無料又は極力低額であることが望ましいこと。</p> <p>法人が寄附金等により当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められること。</p> <p>等</p>

特例措置の内容

地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における居住施設について、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る居住施設(以下「サテライト型居住施設」という。)については、下記の特例を認めることとする。

1. 当該居住施設の設置者により既に設置されている指定介護老人福祉施設(以下「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営すること。
2. 当該居住施設の入居者とその家族及び地域住民との交流等の機会が確保される地域に設置すること。
3. ユニットを有し、その数が1又は2であること。
4. 当該居住施設に併設される指定居宅サービスの事業を行う事業所であって、当該居住施設と一体的に運営が行われるものについては、その利用定員の合計が20人を超えないこと。
5. 当該居住施設の設置に伴い、本体施設の入所定員を減少させることにより、当該本体施設を改修し、その全部又は一部を小規模生活単位型指定介護老人福祉施設又は一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設とすることが予定されていること。

記

1. サテライト型居住施設については、その施設長にあっては本体施設の施設長と、その管理者にあっては本体施設の管理者とそれぞれ兼ねることができる。
2. サテライト型居住施設については、介護職員又は看護職員のうち、1人以上が常勤の者であれば足りるものとする。
3. サテライト型居住施設の医務室については、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。
4. サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。この場合において、当該サテライト型居住施設の栄養士及び調理員については、当該本体施設の栄養士又は調理員との連携を図ることにより当該サテライト型居住施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができる。
5. サテライト型居住施設の廊下の幅については、既存の建物を転用する場合であって、建物の構造上基準省令に規定する基準を満たすことが困難であり、かつ、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。
6. サテライト型居住施設の事務員その他の職員については、本体施設の事務員その他の職員との連携を図ることにより当該サテライト型居住施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができる。
7. サテライト型居住施設が指定通所介護事業所を併設する場合であって、当該指定通所介護事業所が当該サテライト型居住施設と一体的に運営されるときは、当該サテライト型居住施設の生活相談員と、当該指定通所介護事業所の生活相談員とは、相互に兼ねることができる。

8. 本体施設については、その施設長にあってはサテライト型居住施設の施設長と、その管理者にあってはサテライト型居住施設の管理者とそれぞれ兼ねることができる。

9. 社会福祉法人がサテライト型居住施設を設置する場合であって、次に掲げる要件を満たすときは、当該サテライト型居住施設の用に供する不動産のすべてについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えない。

当該社会福祉法人の経営するサテライト型居住施設及び障害者支援に係るサテライト型施設に関し、その用に供する建物について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けている施設の定員の合計が、当該法人の経営する入所施設の定員の合計の2分の1を超えないこと。

貸与を受けている不動産について、当該サテライト型居住施設を営む事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。

賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	930
特定事業の名称	小規模化した入所施設(「サテライト型施設」)設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号) ・指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第79号) ・知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号) ・指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第81号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	入所施設の規模は原則30人以上とされており、この規模に応じ、支援に必要な設備や人員配置等が定められている。
特例措置の内容	<p>既存の身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設で入所による支援を行うもの(以下「本体施設」と総称する。)の規模は原則30人以上とされ、この規模に応じ、支援に必要な設備や人員配置等が定められているところであるが、利用者への適切な支援を確保でき、かつ以下のいずれの基準も満たす場合には、小規模化した入所施設(以下「サテライト型施設」という。)を設置できることとする。</p> <p>この場合において、本体施設及びサテライト型施設の入所者の総数は本体施設の入所定員以下とし、サテライト型施設の設備及び運営に関する基準については、以下に定める基準のほか本体施設の設備及び運営に関する基準によるものとする。</p> <p>(1) サテライト型施設は、入所者の地域生活移行を進める観点から、家族や地域住民との交流の機会が日常的に確保される地域において、本体施設との密接な連携のもと、これと一体として運営するものとする。</p> <p>(2) サテライト型施設の入所定員は、4人以上20人未満であって、本体施設の入所者数を下回るものとする。</p> <p>(3) イ) サテライト型施設の一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者の支援に必要なと認められる場合は2人とする。この場合にあっては静養室を設けること。 ロ) サテライト型施設の一の居室の面積は10.6平方メートル以上とすること。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りではない。</p> <p>ハ) 入所定員が8人以上のサテライト型施設にあつては、入居定員7人以下のユニットを設けること。</p> <p>サテライト型施設の廊下の幅は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第35条及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第119条に規定する幅以上とすること。</p> <p>(4) サテライト型施設の従業員及びその員数は、サテライト型施設と本体施設を合わせて本体施設の設備及び運営に関する基準を満たすほか、常に1人以上の常勤の生活支援員等を配置すること。</p> <p>(5) サテライト型施設を設置するときは、本体施設の設置主体、関係市町村及び関係都道府県は相互に十分な調整を行うこと。</p> <p>また、社会福祉法人がサテライト型施設を設置する場合であつて、次に掲げる要件を満たすときは、当該サテライト型施設の用に供する不動産のすべてについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えない。</p> <p>当該社会福祉法人の経営するサテライト型施設及び高齢者支援に係るサテライト型居住施設に関し、その用に供する建物について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けている施設の定員の合計が、当該法人の経営する入所施設の定員の合計の2分の1を超えないこと。</p> <p>貸与を受けている不動産について、当該サテライト型施設を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。</p> <p>賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。</p> <p>賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1008
特定事業の名称	家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則第1条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則第1条第1項</p> <p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(以下「法」という。)第3条第1項の管理基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設(以下「管理施設」という。)の構造設備に関する基準</p> <p>イ 固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料(コンクリート等汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。)で築造し、適当な覆い及び側壁を設けること。</p> <p>ロ 液状の家畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。</p> <p>二 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準</p> <p>イ 家畜排せつ物は管理施設において管理すること。</p> <p>ロ 管理施設の定期的な点検を行うこと。</p> <p>ハ 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと。</p> <p>ニ 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行うこと。</p> <p>ホ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録すること。</p>
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域が次の 、 及び に掲げる要件のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内における昆虫の飼育事業であって、2に掲げる昆虫飼育事業要件のいずれにも該当するものに利用される特別家畜排せつ物(法第2条に規定する家畜排せつ物であって、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第1条第1項に規定する管理基準(以下「管理基準」という。)に従って3か月以上管理されたもの(固形状のものに限る。)をいう。以下同じ。)については、管理基準は、適用しない。</p> <p>住居が集合していないこと。</p> <p>水道原水(水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律第2条第2項に規定するものをいう。)に係る取水施設が設置されていないこと。</p> <p>その他生活環境の保全又は人の健康の保護についての配慮が特に必要でないと認められること。</p>

2. 昆虫飼育事業要件は、次のとおりとする。
 青少年の健全な育成を図ることを目的として、当該事業により飼育した昆虫を青少年に無償で譲与するものであること。
 当該事業に利用する特別家畜排せつ物について管理基準を適用する場合には、事業の実施に著しい支障が生ずるおそれ大きいこと。
 当該事業の実施者がたい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設(規則第1条第1項第1号イに該当するものに限る。)を保有していること。
 当該構造改革特別区域の設定をした地方公共団体が、環境影響に関する知見を有する者(以下「専門家」という。)の意見を聴いて、当該事業の実施による環境への悪影響がないと認めるものであること。

3. 地方公共団体が1の認定を申請しようとするときは、当該地方公共団体の長は、あらかじめ、申請に係る構造改革特別区域が1の、及びに該当するかどうかを判断するため、専門家の意見を聴かなければならない。

4. 1の認定を受けた地方公共団体は、当該構造改革特別区域内における昆虫の飼育事業であって昆虫飼育事業要件のいずれにも該当するものの実施による環境影響について、年に1回以上、調査を行わなければならない。

同意の要件	特になし。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし。

番号	1009
特定事業の名称	自然エネルギー発電事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて(平成13年9月7日付け13林国業第65号林野庁長官通達)の記4の(1)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	記の4の(1) (1) 国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号。以下「管理経営法」という。)第7条第1項第1号(管理経営法第2条第1項第1号に定める、国有林野の用途又は目的を妨げない限度において、公用、公共用又は公益事業の用に供するとき)に該当する場合 具体的には、次のいずれかの場合 ア 地方公共団体が行う発電の用に供する場合 イ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者が行う発電の用に供する場合 ウ 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業としての土地改良区が行う発電の用に供する場合 エ その他公用、公共用又は公益事業の用に供するものとして認められる場合
特例措置の内容	地方公共団体が、自然エネルギーを利用した発電に特に適しており、これを利用することが地域の活性化に資すると認め、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に基づく認定を受けた構造改革特別区域計画に係る構造改革特別区域において、一般電気事業者への売電を目的として民間事業者が行う発電の用に供する場合に、国有林野の機能・目的を妨げない限度において、公益事業に該当するものとして5ヘクタールを超えて有償により貸付け又は使用させること(以下「貸付け等」という。)ができるよう措置する。 この場合、「国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて」に規定する条件の全てを満たすものとする。
同意の要件	地方公共団体が申請した構造改革特別区域計画により、上記「特例措置の内容」に記載されている事項の内容(売電先が一般電気事業者であることやその売電供給量)が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特区認定後、国有林野の貸付け等をする場合の契約に当たっては、予算決算及び会計令の規定に基づき、財務大臣に協議を行い同意を得ることが必要となる。

番号	1140
特定事業の名称	競輪場の入場料無料化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	自転車競技法施行規則第19条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	競輪場で競輪を開催するときにおいて、競輪施行者は入場者から50円以上の入場料を取らなければならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、競輪施行者として構造改革特別区域内の競輪場において開催する競輪について、競輪場内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、入場料を無料とすることにより地域の活性化を図る必要があると認めて、構造改革特別区域法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、競輪を開催する日のうち当該地方公共団体が定める日の入場者については、自転車競技法第6条の経済産業省令で定める者とみなす。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし